

2012年 9月21日

# 未来への扉



高等特別支援学校 支援部 第41号

## 「障害者虐待防止法」が 10月1日より施行されます

「障害者虐待防止法」は、障害者の虐待の予防と早期発見、および養護者への支援を講じるための法律です。

児童虐待防止法(2000.11 施行)、高齢者虐待防止法(2006.4 施行)に続く、社会的弱者への虐待に対する法的な取り組みであり、虐待に至った養護者への支援にも言及しています。

法律の全文を細かく読み解くことはここではできませんが、概要をご紹介します。



### ① 「障害者」とは？

障害者基本法第二条第一号に規定する、身体障害、知的障がい、精神障害を負う人。

### ② 「虐待」って？

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置、経済的虐待 の5分類。

### ③ 虐待を行う者として誰を想定？

「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」。養護者以外に、福祉施設の職員や職場の上司等を想定。

### ④ 上記の人達以外は無関係？

「虐待問題は社会全体で共有すべき」という視点から、虐待を発見した国民には市町村や都道府県に通報する義務を課している。  
更に、国と地方公共団体は、障害者虐待の防止や養護者への支援を進める義務を負う。



### ⑤ どこに通報・相談？

全ての自治体に「市町村虐待防止センター」が、また全ての都道府県に「都道府県権利擁護センター」が置かれ、窓口となる。(いずれも業務委託が可能なため、実際の窓口は役所窓口とは限らない)

### ⑥ 学校や病院での虐待については？

学校や病院自体が相談・対処や予防のための措置を講じるように求められているが、この法律の中には、通報対象外である。

＊ただし、それは「学校や病院での虐待が認められる」ということではもちろんなく、他の法律(学校教育法や医療法等)でカバーされている。



「福祉施設従事者等」「使用者」を想定した虐待防止法、ということに深い意味があると思います。これまで、「あつてはいけないこと」という社会の共通認識はあったものの、法的な整備はされてきませんでした。

「この法律で大勢の人たちが救われる」という、施設内虐待被害者の母親の言葉(毎日 jp)を重く受け止め、国民全体でこの法律をうまく運用していかなければならないと思います。

一方で、窓口となる自治体側の課題も多く指摘されています。そういった課題そのものも、「自治体任せ」にするのではなく市民・国民全体で共有し解決を図っていく姿勢が大切なのではないかと感じています。

悲しいかな、職場等で不当な扱いを受ける可能性が絶対にはないとは言いきれません。そんなとき、この法律が自分を守る盾となり得ます。納得できない扱いを受けたときは、まずは冷静に窓口にご相談し、判断を法にゆだねましょう。もちろん、学校への相談もOKです。



(支援部 聳城)

## ＜コラム＞ 「教育虐待」

8月23日の毎日新聞朝刊に、次のような記事を見つけました。

民間子どもシェルター「カリヨン子どもセンター(東京都文京区、坪井節子理事長)に数年前の夏、有名女子校に通う少女が逃げ込んできた。「家に帰りたくない、母に殺される」と訴えた少女は裕福な家庭で育った。両親ともに高学歴、母の期待通りの成績を取れないと何時間も罵倒され、食事を抜かれ、睡眠を禁じられることもあったという。受験を控えて母親の干渉が度を越し、耐えきれなくなって家を出た。(略)

親が子どもに期待するのはどの時代も変わらないが、同センターは『成績優秀でないと愛してもらえない』と子どもが悲壮なまでに感じれば、それはもう虐待ではないか」と指摘する。(略)

「なぜ親が『教育虐待』するに至ったか、その原因や背景にもっと目を向けるべきだ」と話すのは、武蔵大の武田信子教授(教育心理学)。(略)

武田さんは「自分の子どもを『脱落者』にしたくないという親の危機感が強まり、教育虐待につながっているのではないかと。しつけによる虐待は話題になるが、教育による虐待は見過ごされやすい」とも指摘している。

昨年12月に茨城県つくば市で開かれた「日本子ども虐待防止学会」で、武田信子教授らは「子どもの受忍限度を超えて勉強させるのは『教育虐待』になる」と発表、初めて公の場で「教育虐待」の言葉を使った。「教育」の名のもとで親の言いなりにさせられるケースはもちろん、親の所得格差が子どもの学習権に大きく影響する状態も「教育虐待」に含まれるとした。

国連子どもの権利委員会は98年以降3回にわたり、日本の教育システムが「極端に競争的。学校制度の見直しを検討すべきだ」という勧告を出している。

いろいろと、考えさせられることが…。皆さんは、どう思われますか？ (支援部 聳城)

